

福岡市下水道事業検討委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市下水道事業検討委員会(以下「委員会」という。)の委員会の役割、組織、委員、その他の構成員及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の役割)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 下水汚泥の処理処分に関すること。
- (2) 高度処理の導入に関すること。
- (3) 下水道施設の省資源、省エネルギー化に関すること。
- (4) 下水道資源の有効利用に関すること。
- (5) 下水道の基本計画(ビジョン)や経営に関すること。
- (6) その他必要事項に関すること。

(守秘義務)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(組織)

第4条 委員会は、検討事項に応じて次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他委員として適当と認められる者

(委員の任期)

第5条 1. 委員の任期は、2年とする。
2. 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 1. 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から互選する。
3. 副委員長は、委員長が指名する。
4. 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行を行う。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 1. 委員会は道路下水道局長(以下「局長」という。)が招集する。
2. 委員長は、会議の議長となり議事を司会する。

第8条 委員会において、局長が必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 1. 委員会の事務局は、検討事項に応じて道路下水道局計画部下水道計画課又は道路下水道局計画部下水道企画課に置く。
2. 事務局は本委員会に係る全ての事務を行う。

(情報公開)

第10条 委員会は、原則、公開とする。ただし、公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は局長が定める。
付 則

- この要綱は、昭和61年6月16日から施行する。
この要綱は、平成20年7月11日から施行する。
この要綱は、平成21年5月25日から施行する。
この要綱は、平成22年8月23日から施行する。
この要綱は、平成27年8月31日から施行する。
この要綱は、令和7年9月25日から施行する。